

医療保険～すべての国民に安心できる医療を保障するシステム

保険局総務課長補佐 須田 俊孝

国民皆保険

「世界一優れた日本の健康保険制度は、皆様のご協力により成り立っています。」かかりつけの診療所で偶然見かけた、医師団体のポスターの言葉です。いずれかの公的医療保険に誰もが加入する我が国のがん皆保険制度は、導入時には一部強い反対もありましたが、今では全国津々浦々まで行き渡り、国民の医療へのアクセスを保障しています。保険証一枚で誰もが医療を受けられる国民皆保険制度は、我が国を世界一の長寿国たることを可能にしたともいえます。2000年のWHO「世界保健報告」では、世界各国の医療の質や平等性を総合的に評価した結果、我が国は191カ国中第一位の評価を得ています。



筆者

担・財政調整等)などといった制度設計を行っています。また不正な保険診療を行った医療機関の指導監査、保険請求事務のIT化の推進、社会保険に係る審査請求の審理等も保険局の仕事です。

保険局の課題

我が国の医療保険制度は、大正11年の健康保険法制定、昭和36年の国民皆保険実現の後も、高齢者の医療費を全国民が公平に支える仕組みの導入(昭和58年老人保健制度創設)など度重なる改正により、負担や給付の公平化、制度の安定化を図ってきました。

高齢化はますます進展し、一人当たり平均で若年者の約5倍の医療費のかかる高齢者層が増加しています。また、医療技術も日々進歩しており、これも医療費を押し上げる要因になります。年間の国民医療費は約32兆円に上りますが、毎年の自然増は3~4%、約1兆円にも上ります。バブル崩壊後賃金水準が大きく上昇せず、また高齢化に伴う制度を支える側の人数も少なくなり、保険料収入が伸びない中で、医療保

険財政の収支を保っていく必要があります。また、医療費の約1/4にあたる8兆円は国庫により賄っており、国家の一般歳出合計47兆円に占める割合も大きく、医療費の動向は国の財政健全化にも大きな影響を及ぼします。

こうした中、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていかなければなりません。一方、国民は安心・信頼できる医療を切望しており、医療に対するニーズは高度化しています。患者の視点、医療活動に携わる人々の視点、費用を負担する人々の視点から、適切な医療が提供されるよう、制度全体の枠組みから診療報酬の項目一つまで、丁寧に制度の在り方を再検討し、その見直しに取り組んでいく必要があります。

保険局の動き

平成18年の通常国会では、医療保険制度の枠組みを大きく見直す法律改正が行われました。その施行に向けた保険局の現在の動きの一端をご紹介します:

○医療費適正化計画

流行語にもなった「メタボリックシンドローム」など生活習慣病予備軍・患者の減少を図るとともに、医療の必要性の高くない患者が多く入院している療養病床の見直しなどにより平均在院日数の短縮化を図るために、都道府県ごとに「医療費適正化計画」の策定を求めるとともに、

○新たな高齢者医療制度の創設

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担割合を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上の後期高齢者について平成20年度に独立した医療制度を創設することとしました。都道府県単位で全市町村が参加する広域連合が全

都道府県で設立され、制度発足の準備を急いでいます。また、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい、終末期医療や在宅での看取り等にも対応した新たな診療報酬体系を策定するための検討を進めています。

○保険者は都道府県単位を軸に

市町村が運営する国民健康保険は財政基盤が脆弱であり、健康保険組合の中には小規模で財政が逼迫しているものがある一方で、全国一本の政府管掌健康保険は地域の実情が保険運営に十分に反映されていないという課題があることから、都道府県単位を軸とする保険者の再編・統合を進め、保険財政の基盤の安定を図ることとしました。政府管掌健康保険に

ついては、国(政府)ではなく新たに設立する公法人が保険者となる制度へと見直す準備を進めています。

保険局の使命

医療保険制度は、国民が適切な医療を受けられるよう、経済面から保障するシステムであり、その制度の有り様は国民一人ひとりの生命、健康、生活を直接的に左右します。高齢化がますます進む数十年後においても、「世界に誇れる」制度を維持していくことは、我が国にとって大変重要度の高い政策課題です。そのため、医療保険という目には見えないシステムのメンテナンス・見直しを常時・適切に行っていくのが、保険局の使命です。

保険局の仕事

最近、医療機関で広く発行されるようになった医療費明細入りの領収書をみれば分かるように、窓口で患者が支払う費用は、実際の治療費や薬代の一部にすぎません。残りの費用は、公定の価格表に基づく診療報酬や薬価が、医療保険者から医療機関に支払われる仕組みとなっており、その財源は保険料や税金により賄われています。

保険局は、医療保険給付の基本的な仕組みをどうするか、診療報酬や薬価をどのように設定するか、医療機関での窓口負担や毎月の保険料の水準をどうするか、制度を安定させ公平に支えるための財政的な仕組みをどうするか(国庫負

我が国の医療制度の概要

